

議案第 20 号

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険条例(平成 18 年橋本市条例第 150 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第 1 章 本市が行う国民健康保険の事務(第 1 条) 第 2 章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第 2 条・第 3 条) 第 3 章 被保険者(第 4 条・第 5 条) 第 4 章 第 8 章 略 附則 第 1 章 本市が行う国民健康保険の事務 (本市が行う国民健康保険の事務) 第 1 条 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 2 章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 (本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数及び任命) 第 2 条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 2 略 第 3 章 被保険者(第 4 条・第 5 条) 第 4 条 削除 (被保険者としていない者) 第 5 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としていない。	目次 第 1 章 本市が行う国民健康保険(第 1 条) 第 2 章 国民健康保険運営協議会(第 2 条・第 3 条) 第 3 章 削除 第 4 章 第 8 章 略 附則 第 1 章 本市が行う国民健康保険 (本市が行う国民健康保険) 第 1 条 本市が行う国民健康保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 2 章 国民健康保険運営協議会 (国民健康保険運営協議会の委員の定数及び任命) 第 2 条 橋本市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 2 略 第 3 章 削除 第 4 条及び第 5 条 削除

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。